

## 特別用途地区内の用途制限

特別用途地区の種類	目的	建築してはならない建築物
①特別業務地区 (流通業務型)	流通業、沿道サービス業及びこれらに関する工場等の集団立地を図る。	(1) ホテル又は旅館 (2) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する用途に供する建築物 (3) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場その他これらに類する用途に供する建築物 (4) 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。） (5) 神社、寺院、教会その他これらに類する用途に供する建築物 (6) 病院又は診療所（患者の入院施設がないものを除く。） (7) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類する用途に供する建築物 (8) 図書館、博物館その他これらに類する用途に供する建築物 (9) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (10) カラオケボックスその他これに類する用途に供する建築物 (11) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他の遊技場 (12) 住宅 (13) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (14) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物 (15) 自動車教習所 (16) 畜舎 (17) 建築基準法別表第2(り)項第3号及び第4号に掲げるもの (18) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物で3階以上の部分をその用途に供するもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの
②特別業務地区 (ターミナル倉庫型)	貨物運送業、貨物運送取扱業、倉庫業等(以下「運送業等」という。)の集団立地を図る。	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) トラックターミナルその他貨物の積卸しのための建築物 (2) 倉庫 (3) 自動車車庫 (4) 前3号に掲げる施設に附属する事務所 (5) ガソリンスタンド (6) 自動車整備工場 (7) 診療所、銀行並びに運送業等の事業協同組合の用途に供する事務所及び福利厚生施設 (8) 運送業等の事業協同組合の休養宿泊所 (9) 計量法第107条に規定する計量証明の事業の用途に供する建築物
大規模集客施設 制限地区 (準工業地域全て)	都市機能に大きな影響を及ぼす大規模集客施設の無秩序な立地を規制し、中心市街地の活性化を主とした魅力ある都市空間の形成を図る。	次に掲げる建築物で、その用途に供する部分(第1号に掲げる建築物にあっては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場その他これらに類する用途に供する建築物 (2) 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物